

第4号議案

公益社団法人富山県医師会会費賦課徴収規程 一部改正の件

公益社団法人富山県医師会会費賦課徴収規程

第1条 この規程は、公益社団法人富山県医師会(以下「本会」という。)定款(以下「定款」という。)

第8条および定款施行規則第5条および第6条の規定により定める。

第2条 本会の会員は、別表により定める会費を納入するものとする。負担金等の額、納入時期等は、その都度代議員会において定める。

第3条 会費額には「医報とやま」購読料を含むものとする。

第4条 次に掲げる事由により会費および負担金の額が過重であると認められるときは、定款第24条(3)による代議員会の決議にもとづき、本人の申請により、都市医師会長の承認を得た上で、理事会の決定により減免することができる。

- (1) 会費徴収の各期において満年齢83才に達するとき。ただし、4月1日において入会後満5年未満の場合は、その年度は適用しない。
- (2) 前項によるものその他、疾病、出産育児、その他特別の事由により理事会の決定を経て会費の減免を適当と認められたもの。

2 高齢を事由とする会費減免申請の手続きは次年度以降省略することができる。

3 減免を行ったときは、代議員会に報告する。

第5条 この会の経費に不足を生じたときは、代議員会の決議を経て追加徴収することができる。

第6条 会費は、前期及び後期の2期に区分し、各期の第1月に納入するものとする。ただし、各期の中途において新たに会員となった者は、当該期分の会費を納付する。年度の中途において会員の資格を失う者については、当該期の会費を納付するものとし、既納の会費は返還しないものとする。

2 会費の徴収は、都市医師会に委託することができる。

3 公益社団法人日本医師会の会費及び負担金についても前項に準ずる。

第7条 正当な理由なく1年を超えて会費及び負担金の納入を怠ったときは、本会定款第8条および定款施行規則第6条により退会とする。

附則（施行期日）

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する（平成25年4月1日施行）。
2. この規程の一部改正は平成26年3月27日より施行する。
3. この規程の一部改正は平成29年3月23日より施行する。